

令和 7 年 第 2 回山梨西部広域環境組合議会定例会 会議録

令和 7 年 10 月 6 日 開会

令和 7 年 10 月 6 日 閉会

山梨西部広域環境組合議会

山梨西部広域環境組合告示第3号

令和7年第2回山梨西部広域環境組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月29日

山梨西部広域環境組合 管理者 望月 智

- 1 期日 令和7年10月6日（月） 午前10時00分
- 2 場所 中央市立玉穂総合会館 2階議場

令和 7 年第 2 回山梨西部広域環境組合議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 6 日（月） 午前 10 時 00 分 開議

議事日程

- | | | |
|--------|------------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰越明許費の件 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算事故繰越しの件 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例中改正の件 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 令和 7 年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 認定第 1 号 | 令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件 |

出席議員

1 番	功 刀 正 広	2 番	田 原 一 孝
3 番	藤 田 亜由未	4 番	戸 栗 淳
5 番	内 田 俊 彦	6 番	秋 山 俊 和
		8 番	藤 原 正 夫
9 番	金 丸 俊 明	10 番	福 田 清 美
11 番	丹 澤 孝	12 番	大 倉 實知雄
13 番	遠 藤 公 久		
15 番	鮫 田 洋 平	16 番	金 丸 富 一

欠席議員

7 番	滝 川 美 幸	14 番	仲 亀 佳 定
-----	---------	------	---------

説明のため出席した者の職氏名

中 央 市 長	望 月 智 (管理者)
韮 崎 市 長	内 藤 久 夫 (副管理者)
南アルプス市長	金 丸 一 元 (副管理者)
北杜市市民環境部長	平井ひろ江 (副管理者代理)
甲 斐 市 長	保 坂 武 (副管理者)
市川三郷町長	遠 藤 浩 (副管理者)
早川町副町長	長谷川晋吾 (副管理者代理)
身 延 町 長	望 月 幹 也 (副管理者)
南部水道環境課長	岡 村 忠 (副管理者代理)
富 士 川 町 長	望 月 利 樹 (副管理者)
昭 和 町 長	塩 澤 浩 (副管理者)
代表監査委員	小 泉 雅 人
会 計 管 理 者	中 楯 都
事 務 局 長	田 中 俊 浩
総 務 課 長	日 本 修
建 設 課 長	長谷部 浩

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 職 員	渡 部 貴 司
事 務 局 職 員	神宮寺 貴仁
事 務 局 職 員	小澤 真二
事 務 局 職 員	望 月 洸 生
事 務 局 職 員	勝 俣 秀 斗

事務局長（田中俊浩君）

はじめに挨拶を交わしたいと思います。ご起立をお願いいたします。相互に礼。

（一同起立 互礼 着席）

議長（金丸俊明君）

議員各位及び傍聴人の方へお知らせします。携帯電話等をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。

開会（午前 10 時 00 分）

議長（金丸俊明君）

本日はお忙しいところご参集いただきまして、誠にご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから、令和 7 年第 2 回山梨西部広域環境組合議会定例会を開会します。

はじめに、欠席の連絡をいたします。7 番、滝川美幸議員及び 14 番、仲亀佳定議員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。また、北杜市の大柴市長、早川町の深沢町長及び南部町の佐野町長につきましても、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。なお、北杜市より代理で平井市民環境部長、早川町より長谷川副町長及び南部町より岡村水道環境課長がそれぞれ出席しておりますので、ご承知おき願います。それから、南アルプス市の金丸市長につきましては、若干遅刻する旨の連絡がありましたので報告させていただきます。

つぎに、報道機関等から写真撮影等の申し出があり、議会傍聴規則第 10 条の規定により、議長においてこれを許可しましたので、ご了承ください。

本日の会議は、あらかじめお手元に配布してあります議事日程表により行います。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（金丸俊明君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員につきましては、会議規則第 71 条の規定により、3 番、藤田亜由未議員、11 番、丹澤孝議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（金丸俊明君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

日程第 3 諸報告

議長（金丸俊明君）

日程第 3、諸報告を行います。

5 月 2 日、16 番、石原高明議員より、組合議員を辞職したい旨の申し出があり、同日これを許可しましたので報告します。これに伴い、昭和町長議会より新たに金丸富一議員が選出されました。9 月 30 日、任期満了に伴い早川町議会より大倉實知雄議員が選出されました。

なお、議席につきましては、会議規則第 3 条の規定により、議長において、大倉實知雄議員、12 番、金丸富一議員、16 番を指定します。

監査委員から 4 月 23 日に行われた出納検査及び 8 月 21 日に行われた定例監査について、配布しました資料のとおり報告されております。

以上で諸報告を終わります。

日程第 4～10 報告及び議案の審議

議長（金丸俊明君）

日程第 4、報告第 1 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰越明許費の件から日程第 10、認定第 1 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件までを一括議題とします。管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者（望月智君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、望月管理者。

管理者（望月智君）

本日ここに、令和 7 年第 2 回山梨西部広域環境組合議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙のなか、ご参集を賜り、心から御礼申し上げます。開会にあたり、今日までの組合事業の経過についてご報告申し上げます。

まず、環境影響評価業務についてであります。令和 7 年 3 月 28 日に送付された環境影響評価書に対する知事意見を反映した補正評価書を作成したのち、5 月 20 日公告・縦覧し、約 4 年間にわたって行われた環境影響評価の一連の手続きは終了いたしました。この手続き完了に併せて都市計画法に基づく事業認可を取得し、7 月 24 日に事業用地内で安全祈願祭を執り行い、造成工事に着手しております。今後は、各種工事についての環境影響評価における事後調査を行い、環境保全措置の効果などを中間報告書にまとめ、公告・縦覧をいたします。

次に、施設建設地の用地買収についてですが、令和 5 年 11 月より用地買収を始めて以降、95 パーセント以上の売買契約を締結し、所有権移転が完了しております。残りの未契約者につきましては、今日まで粘り強く丁寧な交渉を続けてまいりましたが、契約締結までに至らず、このままでは施設建設のスケジュールが遅れてしまう可能性があり、令和 13 年度の開業を見据えると、苦

決の決断ではありますが、土地収用法に基づく収用を行うため、手続きに伴う予算を補正しておりますので、後ほどご説明させていただきます。

以上で、組合事業についてのご報告とさせていただきます。今後も令和 13 年度開業に向けて、職員一同努力してまいります。

続いて、本定例会に提案いたします案件についてご説明申し上げます。今回提案いたします案件は、報告案件 2 件、条例案件 3 件、予算案件 1 件、決算認定 1 件の計 7 件であります。

報告第 1 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰越明許費の件につきましては、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算を繰越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 2 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算事故繰越しの件につきましては、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算を事故繰越したので、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告するものであります。

議案第 6 号、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例中改正の件につきましては、本組合の情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期について改定するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 7 号、山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 8 号、山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 号、令和 7 年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,801 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,105 万円とするものであります。

認定第 1 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件につきましては、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して提案するものであります。

以上、案件の内容について概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者及び事務局長等が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご議決いただけますようお願いを申し上げます。

猛暑の夏を越え、ようやく秋の気配が感じられる季節となりました。この夏の厳しさは、気候変動や環境問題の現実を私たちに突きつけるものであり、地域の環境行政に携わる者として、改めて身の引き締まる思いでございます。議員各位におかれましては健康に留意され、組合事業の推進のため、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、経過報告及び提案理由の説明といたします。

議長（金丸俊明君）

管理者の説明が終わりました。報告第 1 号、令和 6 年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰

越明許費の件について、詳細説明を求めます。

建設課長（長谷部浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、長谷部建設課長。

建設課長（長谷部浩君）

それでは、令和6年度一般会計予算繰越明許費の件について、ご報告いたします。議案書の1頁をお願いいたします。

令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰越明許費の件につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算中の予算を繰越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。次に2頁の繰越明許費計算書をお願いいたします。繰越した内容につきましては、3款建設事業費、1項建設事業費、事業名建設事業において、環境影響評価書等作成支援業務における、令和6年度の補正評価書作成業務について、関係機関との協議に時間を要したことにより、委託料及び公告・縦覧に係る新聞掲載料合計で123万9,700円を繰越したものです。

以上、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算繰越明許費の件についてのご報告とさせていただきます。

議長（金丸俊明君）

建設課長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

報告第1号については、以上のとおりでありますので、よろしくご了承願います。

報告第2号、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算事故繰越しの件について、詳細説明を求めます。

建設課長（長谷部浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、長谷部建設課長。

建設課長（長谷部浩君）

それでは、令和6年度一般会計予算事故繰越しの件について、ご報告いたします。議案書の3頁をお願いいたします。

令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算事故繰越しの件につきましては、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算中の予算を繰越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。次に4頁の事故繰越し計算書をお願いいたします。繰越した内容につきましては、3款建設事業費、2項

公共用地先行取得事業費費、事業名公共用地先行取得事業において、令和6年度に締結した物件移転補償契約の相手方が不慮の事故により負傷したことにより、令和6年度中の移転が困難となったため、32万1,713円を事故繰越したものであります。

以上、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計予算事故繰越しの件についてのご報告とさせていただきます。

議長（金丸俊明君）

建設課長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

報告第2号については、以上のとおりでありますので、よろしくご了承願います。

これより議案第6号から認定第1号について、議案ごとに順次詳細説明を求め、説明の後、質疑、討論、採決いたします。

議案第6号、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例中改正の件について、詳細説明を求めます。

事務局長（田中俊浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、田中事務局長。

事務局長（田中俊浩君）

それでは議案第6号についてご説明いたします。お手元の議案書5頁をご覧ください。

議案第6号、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例中改正の件、提案理由につきましては、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会の委員任期について、審査会の協議により一部改正するものであります。7頁の新旧対照表をご覧ください。組織及び委員第4条第3項の委員の任期を2年から3年に一部改正するものです。施行期日は令和8年4月1日からとなります。

以上が、議案第6号、山梨西部広域環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例中改正の件の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（金丸俊明君）

事務局長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

討論なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 7 号、山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件について詳細説明を求めます。

事務局長（田中俊浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、田中事務局長。

事務局長（田中俊浩君）

それでは、議案第 7 号について説明いたします。議案書 8 頁をご覧ください。

議案第 7 号、山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件、提案理由として育児休業、介護休業等育児又は介護休暇を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部改正するものであります。12 頁の新旧対照表をご覧ください。第 1 条関係では第 7 条の 3 で、3 歳に満たない子のある職員について、深夜勤務等の免除規定を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡充するものです。第 14 条介護休暇については、父母、子、配偶者の父母等をまとめて配偶者等とする略称を追加し第 14 条の 3 及び 4 においては、介護両立制度の周知と職員の意向を確認するため面談等追加するものです。14 頁の別表第 1 では、子の看護休暇を子の看護等休暇に改め小学校就学を中学校就学に改めるものです。第 2 条関係については、第 14 条の 2 を追加し妊娠・出産等についての申出をした職員等への意向調査を追加するものです。内容については、仕事と育児を両立させるための支援制度の周知とその制度の利用確認を行うことの規程を設けるものとなります。第 14 条の 3 以降は、条文追加による条の繰り下げとなります。なお、この条例は公布の日から施行し、第 1 条規定は令和 7 年 4 月 1 日、第 2 条規定は令和 7 年 10 月 1 日より適用するものです。

以上が議案第 7 号、山梨西部広域環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件の説明となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（金丸俊明君）

事務局長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件について、詳細説明を求めます。

事務局長（田中俊浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、田中事務局長。

事務局長（田中俊浩君）

それでは、議案第8号についてご説明いたします。議案書17頁をご覧ください。

議案第8号、山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件、提案理由として、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充するほか所要の改正を行うため条例の一部改正するものであります。20頁の新旧対照表をご覧ください。第17条第2号の部分休業することができない職員について、非常勤職員である会計年度任用職員は、部分休業が取得できなかったものが、勤務日の日数を満たせば部分休業ができることとなり第18条の部分休業の承認は、これまで1日2時間以内に限られていたものが、1日の勤務時間の中でいつでも取得できるよう第1号部分休業として改正するものです。次に、第18条の2から第18条の4までは、新たに第2号部分休業制度を設けるもので1年のうち正職員は10日相当である77時間30分、会計年度任用職員は1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を上限に部分休業ができる制度となります。第18条の5は第1号、第2号の部分休業を年度途中に変更したい場合の認める理由を追加するものです。22頁の第19条は、部分休業の根拠法令を追加するもので第20条は部分休業の承認取消事由について、地方公務員の育児休業等に関する法律の規定を準用

する内容を改正するものです。この条例は公布の日から施行し、令和7年10月1日より適用するものです。

以上が議案第8号、山梨西部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例中改正の件の説明となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（金丸俊明君）

事務局長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、令和7年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

事務局長（田中俊浩君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、田中事務局長。

事務局長（田中俊浩君）

それでは、議案第9号について説明させていただきます。議案書23頁をご覧ください。

議案第9号、令和7年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第1号）につきましては、第1条として、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,801万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,105万円とするものです。第2条継続費の変更は、第2表継続費補正によるものです。第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるものです。めくって24頁、25頁をご覧ください。第1表歳入歳出予算補正のうち、はじめに歳入については、4款繰入金、1項基金繰入金、補正額961万3,000円を追加するもので、補正財源の不足分を財政調整基金から繰入れるものです。7款組合債、1項組合債、補正額8,840万円を

追加するもので、内容については一般廃棄物処理事業債のビオトープを含む造成工事費 9,600 万円の追加と用地購入及び物件補償分マイナス 760 万円を減額し合計 8,840 万円とするものであります。

次に、歳出については、2 款総務費、1 項総務管理費、補正額 30 万円を追加するもので、内容については職員が使用しているパソコン 12 台のサポート終了に伴う新たなパソコン 12 台のリース料になります。3 款建設事業費、1 項建設事業費、補正額 1 億 506 万 1,000 円を追加するもので、内容については手数料及び委託料で土地収用法関係に 351 万 4,000 円、国道用地払下げに伴う不動産関係業務及びごみ処理施設に係る配水管詳細設計業務に 463 万 1,000 円、工事請負費でごみ処理施設用地造成工事増額分 9,610 万円、各種負担金で中央市公共下水道公共ます先行取付工事負担金 81 万 6,000 円であります。最後に 2 項公共用地先行取得事業費、補正額マイナス 734 万 8,000 円の減額で、ごみ処理施設起業用地土地購入費マイナス 762 万 6,000 円の減額と国道払下げ土地購入費 27 万 8,000 円を追加するものであります。めくって 26 頁をご覧ください。第 2 表継続費補正については、3 款建設事業費、1 項建設事業費、事業名建設事業、補正前年割額、令和 7 年度 4 億円、令和 8 年度 2 億円、総額 6 億円を補正後年割額、令和 7 年度 4 億 9,610 万円、令和 8 年度 2 億 2,090 万円、総額 7 億 1,700 万円に変更するものであります。内容は用地造成工事増額分になります。最後に第 3 表地方債補正については、一般廃棄物処理事業、補正前 4 億 7,130 万円を補正後 5 億 5,970 万円に変更するものであります。内容については用地造成工事増額分等となります。

以上が議案第 9 号、令和 7 年度山梨西部広域環境組合一般会計補正予算（第 1 号）の説明となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（金丸俊明君）

事務局長の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認定第1号、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件について、詳細説明を求めます。

会計管理者（中楯都君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、中楯会計管理者。

会計管理者（中楯都君）

それでは、先ほど管理者から提案がありました認定第1号、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算認定の件につきまして概要の説明をいたします。一般会計歳入歳出決算書の15頁、第1表一般会計実質収支に関する調書をご覧ください。歳入総額は3億1,705万7,764円、歳出総額は2億6,798万274円で歳入歳出差引額は4,907万7,490円となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源が156万1,413円あるため、これを除いた実質収支額は4,751万6,077円となりました。次に16頁、令和6年度・令和5年度款別決算額比較表をご覧ください。歳入の主なものは、1款分担金及び負担金、2億968万8,000円で前年度比5,937万5,000円の増額となりました。構成する5市6町の負担金は17頁の第4表負担金計算書のとおりです。2款国庫支出金は1,066万8,000円で、こちらは、ごみ処理施設整備に係る環境影響評価書等作成支援業務委託とごみ処理施設基本設計策定及び発注支援業務委託の事業に対する交付金1,042万6,000円と児童手当制度改正に伴うシステム改修に対する補助金24万2,000円となります。7款組合債は7,770万円で、公共用地先行取得事業に対する一般廃棄物処理事業債となります。

歳出につきましては、1款議会費、52万1,200円。2款総務費は5,264万2,308円で、前年度比425万6,315円の増額となりました。主な内容は、総務課職員給与関係4名分、会計年度任用職員報酬、事務消耗品、光熱水費、通信運搬費、各種委託料、公会計システム等各種リース料などとなります。増額の要因は、職員の給与等の改定による人件費の増額や公会計起債管理システム導入、定額減税に伴う給与システム改修、児童手当制度改正に伴うシステム改修などが主なものです。3款建設事業費は2億285万9,336円で歳出全体の75.7%を占めており、前年度比2億1,437万2,643円の減額となりました。主な内容は、建設課職員給与関係7名分、各種委託料、ごみ処理施設整備事業に伴う用地取得費及び物件移転補償費などとなります。減額の要因は、公共用地先行取得事業費の減額によるものです。また、第1表で説明しました翌年度へ繰越すべき財源の額は、この建設事業費の翌年度繰越額の財源となります。4款公債費は324万9,430円で、一般廃棄物処理事業債償還利子となります。5款諸支出金は870万8,000円で、財政調整基金への積立金となります。

以上、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計歳入歳出決算の概要の説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（金丸俊明君）

会計管理者の説明が終わりました。

続きまして、小泉監査委員に出席いただいておりますので、決算審査の報告を求めます。

監査委員（小泉雅人君）

議長。

議長（金丸俊明君）

はい、小泉監査委員。

監査委員（小泉雅人君）

ただいま、議長からご指名がありました監査委員の小泉でございます。よろしくお願いいたします。監査委員を代表いたしまして、私から令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計の決算審査についてご報告いたします。恐れ入りますが、お手元の決算審査意見書の1頁をお開きください。初めに審査の対象であります、令和6年度山梨西部広域環境組合一般会計であります。審査実施日は令和7年8月21日に行いました。審査の方法は、管理者から提出されました令和6年度の歳入歳出決算書及びその附属資料が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、決算計数の正確性と予算が合理的、効率的に執行されたか否かを検証するため、歳入歳出帳簿との照合を行い、合わせて関係職員から説明を聴取して実施いたしました。審査の結果であります、審査に付されました一般会計の歳入歳出決算書及び附属資料は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、正確であることを確認しました。また、決算内容及び予算の執行状況についても、適正に執行されたものと認められました。なお、審査の意見及び決算の要点につきましては、2頁以降に記載のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思います。最後に、ごみ処理施設建設に伴う大規模な予算編成や工事の進捗により、今後解決すべき課題や困難な状況等が予想されますが、令和13年度の施設稼働に向けて職員の皆様方には、今後の更なるご活躍を期待しまして決算審査の報告とさせていただきます。

議長（金丸俊明君）

以上で、決算の説明と監査委員の決算審査の報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

～「なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

～「異議なし」と呼ぶ者あり～

議長（金丸俊明君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、本定例会に付議されました議案の審議は終了しました。これをもちまして、令和 7 年第 2 回山梨西部広域環境組合議会定例会を閉会します。

事務局長（田中俊浩君）

ご起立願います。相互に礼。

（一同起立 互礼）

一同

お疲れさまでした。

閉会（午前 10 時 45 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署名議員

署名議員